

当事務所の年内業務は12/28(月)まで、仕事始めは1/5(火)です。本年中のご愛顧に心から感謝致します。厳しい世情ですが、来年が皆様にとって良いお年でありますように！



「廃棄物の下請再委託で7月に逮捕され3週間拘留、200万円の保釈金を積んで釈放されたが、建設業の許可はどうなるん？」との質問が9月末にありました。

「知人の弁護士は社長への罰金以外に会社には2億円↓の罰金が…と言うが？」と困惑しきった表情。廃棄物処理法では再委託の場合、行為者は3年↓の懲役か300万円↓の罰金又は併科で、会社にも同じ罰金を科する…

違法な産廃『禁固刑！』建設業も再委託で…無許可に

となっています。裁判の結果がどうだったか先日聞いてみますと「禁固1年6ヵ月(執行猶予3年)に罰金個人50万円と法人150万円の判決だった」との事。許可の欠格要件に「禁固以上の刑に処せら

れ…執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者」の規定があり結局、先8年間は許可が取れない事に…。最近福岡県が委託した産廃物協会から受注した業者が鹿児島に不法投棄し逮捕される事件も起きています。ご注意を！



「法面工事の会社を買い取り経営権も譲り受ける事になったが契約や手続きは？」(A氏)「当社や関連会社の持株(ホールディング)会社を設立し一部のみ議決権のある株主にした

い」(B氏)といった事業承継に関する相談が相次ぎました。最近、銀行や税理士が相続税対策で株式承継や株式移転を提案するケースが見られます。A氏の場合、会社を譲渡する側の司法書士が「会社を売買する契約は違法…」等と書類作成に難色を示した

株式譲渡や『事業承継』と許可の持株会社…深い関係

と言います。都市部と違い地方では事例の少ない手続きですが、会社法が施行されて間もなく10年。これから地方でも件数は増える事でしょう。ところで、事業承継で問題になるのは事業に関する許認可。特に建設業許可業者には多くの

義務が課せられています。当事務所ではこの義務についての解説パンフレットを作成し年内に皆様にお届けします。ぜひ参考になさって下さい。



当事務所の電話とFAXは、日曜・祝日と年末年始(12/29~1/4)受信停止させていただきます。この間の労災事故などお急ぎ時の電話は、携帯 090-8401-9855(西馬・リッパッ)まで。